

県税及びこれに附帯する収入金の郵便振替払込規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 99 号

県税及びこれに附帯する収入金の郵便振替払込規則の一部を改正する規則

県税及びこれに附帯する収入金の郵便振替払込規則（昭和 25 年岩手県規則第 55 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																																					
<p>(加入者等)</p> <p>第 4 条 郵便振替法（昭和 23 年法律第 60 号）第 58 条第 1 項の規定による郵便振替の加入者、口座番号及び納付書等の取りまとめ等を行う郵便局（以下「取りまとめ郵便局」という。）は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">加入者</th> <th style="width: 30%;">口座番号</th> <th style="width: 40%;">取りまとめ郵便局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行花巻支店</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行石鳥谷支店</td> <td>02370-3-960005番</td> <td>石鳥谷郵便局</td> </tr> <tr> <td>岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行北上支店</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行土沢支店</td> <td>02390-6-960007番</td> <td>東和郵便局</td> </tr> <tr> <td>岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行水沢支店</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行前沢支店</td> <td>02310-9-960009番</td> <td>前沢郵便局</td> </tr> <tr> <td>岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行江刺支店</td> <td>02340-2-960010番</td> <td>江刺郵便局</td> </tr> <tr> <td>岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行一関支店</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行千厩支店</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行摺沢支店</td> <td>02370-7-960013番</td> <td>摺沢郵便局</td> </tr> <tr> <td>岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行盛支店</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(加入者の取扱い)</p> <p>第 5 条 加入者は、取りまとめ郵便局から公金振替払込高通知書及び払込取扱票（払込取扱票に代用すべき領収済通知書（原符）を含む。以下同じ。）の送付を受けたときは、その日をもって収入の登記をし、払込取扱票は即日所管地方振興局又は岩手県東京事務所の出納員（地方振興局の企画総務部の税務室長若しくは税務課長又は税務部納税課長（盛岡地方振興局にあっては、税務部管理課長）及び岩手県東京事務所総務行政部長の職にある者をもって充てられる出納員をいう。以下同じ。）に送付しなければならない。</p> <p>(地方振興局及び岩手県東京事務所の出納員の取扱い)</p> <p>第 6 条 地方振興局及び岩手県東京事務所の出納員は、払込取扱票の送付を受けたときは、加入者の受付日付をもって県税収入日計表を作成しなければならない。</p>	加入者	口座番号	取りまとめ郵便局	[略]			岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行花巻支店	[略]		岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行石鳥谷支店	02370-3-960005番	石鳥谷郵便局	岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行北上支店	[略]		岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行土沢支店	02390-6-960007番	東和郵便局	岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行水沢支店	[略]		岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行前沢支店	02310-9-960009番	前沢郵便局	岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行江刺支店	02340-2-960010番	江刺郵便局	岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行一関支店	[略]		岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行千厩支店	[略]		岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行摺沢支店	02370-7-960013番	摺沢郵便局	岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行盛支店	[略]		[略]			<p>(加入者等)</p> <p>第 4 条 郵便振替法（昭和 23 年法律第 60 号）第 58 条第 1 項の規定による郵便振替の加入者、口座番号及び納付書等の取りまとめ等を行う郵便局（以下「取りまとめ郵便局」という。）は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">加入者</th> <th style="width: 30%;">口座番号</th> <th style="width: 40%;">取りまとめ郵便局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行花巻支店</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行北上支店</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行水沢支店</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行一関支店</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行千厩支店</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行盛支店</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(加入者の取扱い)</p> <p>第 5 条 加入者は、取りまとめ郵便局から公金振替払込高通知書及び払込取扱票（払込取扱票に代用すべき領収済通知書（原符）を含む。以下同じ。）の送付を受けたときは、その日をもって収入の登記をし、払込取扱票は即日所管する広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局又は岩手県東京事務所の出納員（広域振興局若しくは地方振興局の税務部納税課長（盛岡地方振興局にあっては、税務部管理課長）、<u>広域振興局総合支局地域支援部の税務室長若しくは県民センター所長又は企画総務部の税務室長</u>及び岩手県東京事務所総務行政部長の職にある者をもって充てられる出納員をいう。以下同じ。）に送付しなければならない。</p> <p>(<u>広域振興局、広域振興局総合支局</u>、地方振興局及び岩手県東京事務所の出納員の取扱い)</p> <p>第 6 条 <u>広域振興局、広域振興局総合支局</u>、地方振興局及び岩手県東京事務所の出納員は、払込取扱票の送付を受けたときは、加入者の受付日付をもって県税収入日計表を作成しなければならない。</p>	加入者	口座番号	取りまとめ郵便局	[略]			岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行花巻支店	[略]		岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行北上支店	[略]		岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行水沢支店	[略]		岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行一関支店	[略]		岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行千厩支店	[略]		岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行盛支店	[略]		[略]		
加入者	口座番号	取りまとめ郵便局																																																																				
[略]																																																																						
岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行花巻支店	[略]																																																																					
岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行石鳥谷支店	02370-3-960005番	石鳥谷郵便局																																																																				
岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行北上支店	[略]																																																																					
岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行土沢支店	02390-6-960007番	東和郵便局																																																																				
岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行水沢支店	[略]																																																																					
岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行前沢支店	02310-9-960009番	前沢郵便局																																																																				
岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行江刺支店	02340-2-960010番	江刺郵便局																																																																				
岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行一関支店	[略]																																																																					
岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行千厩支店	[略]																																																																					
岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行摺沢支店	02370-7-960013番	摺沢郵便局																																																																				
岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行盛支店	[略]																																																																					
[略]																																																																						
加入者	口座番号	取りまとめ郵便局																																																																				
[略]																																																																						
岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行花巻支店	[略]																																																																					
岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行北上支店	[略]																																																																					
岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行水沢支店	[略]																																																																					
岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行一関支店	[略]																																																																					
岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行千厩支店	[略]																																																																					
岩手県指定金融機関 株式会社岩手銀行盛支店	[略]																																																																					
[略]																																																																						

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の県税及びこれに附帯する収入金の郵便振替払込規則第 4 条の規定は、平成 18 年 4 月 1 日以後に課する岩手県県税条例（昭和 29 年岩手県条例第 22 号）及び岩手県産業廃棄物税条例（平成 14 年岩手県条例第 72 号）の規定による税について適用し、同日前に課する税については、なお従前の例による。